

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 6 月29日
【会社名】	大和ハウス工業株式会社
【英訳名】	DAIWA HOUSE INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大友 浩嗣
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田三丁目 3 番 5 号
【電話番号】	大阪 06 (6225) 7804
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 山田 裕次
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋三丁目13番 1 号
【電話番号】	東京 03 (5214) 2115
【事務連絡者氏名】	東京本社経理部長 八幡 宏志
【縦覧に供する場所】	大和ハウス工業株式会社 東京本社 (東京都千代田区飯田橋三丁目13番 1 号) 大和ハウス工業株式会社 南関東支社 (横浜市西区みなとみらい三丁目 6 番 1 号) 大和ハウス工業株式会社 中部支社 (名古屋市中村区平池町四丁目60番地 9) 大和ハウス工業株式会社 神戸支店 (神戸市中央区磯辺通四丁目 2 番22号) 大和ハウス工業株式会社 東関東支社 (千葉県船橋市本町一丁目27番 1 号) 大和ハウス工業株式会社 北関東支社 (さいたま市中央区新都心11番地 1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第87期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金100円

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役として、芳井敬一、大友浩嗣、香曾我部武、村田誉之、下西佳典、永瀬俊哉、柴田英一、桑野幸徳、関美和、吉澤和弘、伊藤雄二郎、南部智一、福本ともみ、近藤雄一郎の14氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、橋本好哲氏を選任する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の固定報酬額を月額100百万円以内（うち社外取締役は月額20百万円以内）とする。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を月額25百万円以内とする。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する

業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度及び

譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック・ユニット）制度の報酬額等及び内容の決定の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	賛成率（％）	決議結果
第１号議案	5,177,507	2,378	25	99.29%	可決
第２号議案					
芳井敬一	4,651,829	511,391	16,673	89.21%	可決
大友浩嗣	4,887,391	275,831	16,673	93.72%	可決
香曾我部武	4,952,230	227,640	30	94.97%	可決
村田誉之	4,960,160	219,710	30	95.12%	可決
下西佳典	4,960,634	219,236	30	95.13%	可決
永瀬俊哉	5,089,060	90,820	30	97.59%	可決
柴田英一	5,089,048	90,832	30	97.59%	可決
桑野幸徳	3,476,831	1,703,041	30	66.67%	可決
関 美和	5,166,886	12,999	30	99.08%	可決
吉澤和弘	5,153,967	25,917	30	98.84%	可決
伊藤雄二郎	5,052,706	127,171	30	96.89%	可決
南部智一	5,154,342	25,542	30	98.84%	可決
福本ともみ	5,166,627	13,258	30	99.08%	可決
近藤雄一郎	5,124,514	55,369	30	98.27%	可決
第３号議案	4,653,955	525,918	25	89.25%	可決
第４号議案	5,168,535	10,801	582	99.11%	可決
第５号議案	5,171,075	8,262	582	99.16%	可決
第６号議案	5,082,568	89,168	8,175	97.47%	可決

（注）各議案の可決要件は次のとおりです。

- １．第１号議案、第４号議案、第５号議案及び第６号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ２．第２号議案及び第３号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。